

令和元年度の福岡県地球温暖化防止活動推進員の活動報告書(意見欄)

概要	質問意見	回答
<p>推進員の定数について</p>	<p>本町では、推進員の選定に際して、地球温暖化に精通している人材を把握することが出来ずに、町の地球温暖化対策担当者が兼務しています。 「福岡県地球温暖化防止活動推進員運営要領」より、県としては、各市町村に原則1名以上の推進員の設置を規定していますが、上記現状から置かないこともできるような規定の見直し等要領の変更をする予定はないのでしょうか。</p>	<p>各市町村の推進員の定数は、「福岡県地球温暖化防止活動推進員運営要領」に規定があるとおり、各市町村に原則1名以上を設置することとしております。現在のところ、要領改訂の予定はございませんが、今後、必要に応じて各市町村のご意見をお伺いすることを検討してまいります。</p>
<p>スマートフォンを持っていない場合について</p>	<p>スマートフォンを持っていませんので、エコふあみのアプリをダウンロードすることができません。 私のようにスマートフォンを持っていない方には、どのようにエコファミリーの登録を促せば良いのでしょうか？</p>	<p>スマートフォンをお持ちでない方も、「福岡県環境家計簿(ふくおかエコライフ応援book)」で電気使用量等を報告するなどエコファミリーとして活動いただけますので、環境家計簿を使用して参加を促していただきますようお願いいたします。</p>
<p>推進員の名称について</p>	<p>最近では地球温暖化防止だけでなく、地球温暖化適応についての取り組みも活発になっています。 推進員の名称は「地球温暖化防止活動推進員」のままが良いのでしょうか？</p>	<p>「地球温暖化防止活動推進員」の名称は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の第37条第1項の規定に基づいたものです。 推進員の名称は変えられませんが、地球温暖化対策の一環として気候変動適応の促進も行っていたいただければと思います。</p>